

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系給気隔離弁（No. 1）の点検において、弁操作用手動ハンドルのギア部に著しい摩耗が認められたため、当該部を交換	G III	
2	1号機	原子炉建屋換気空調系給気隔離弁（No. 3, 4）の手動操作時、弁手動操作機クラッチに一部折損が認められたため、当該クラッチを交換	G III	
3	1号機	主タービン主蒸気止め弁（2台）の点検において、弁棒バックシート面に浸食が認められたため、当該弁棒を修理	G III	
4	1号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）潤滑油系配管の流量監視窓（ガラス製）の点検において、ガラスに割れが認められたため、当該ガラスを交換	G III	
5	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置の海水ストレーナ（A）ドレン弁の下流側配管接続フランジ部より海水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
6	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置の起動時、同装置の海水ストレーナ（A）オートベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
7	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備空調系局所空調機のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	G III	
8	3号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルタンクレベル調整器の点検において、本体よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該レベル調整器を交換	G III	
9	3号機	携行品放射能モニタ装置による搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（4.6ベクレル/cm <sup>2</sup> ）が認められたため、当該物品を回収及び対応検討	G II	
10	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（A）の起動時、圧縮機（A）に動作不良（起動不可）が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
11	4号機	主復水器細管洗浄装置循環ポンプ（E）の振動測定において、測定値の一部に連続運転基準値外れが認められたため、当該ポンプを点検・修理	G III	
12	4号機	高圧復水ポンプ（A）駆動用電動機の下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
13	5号機	廃棄物処理建屋換気空調系主送風機設備用給気処理装置の暖房用加熱器に破損が認められたため、当該加熱器を点検・修理	G III	
14	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の油タンクガス抽出機（A1）の軸シール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
15	その他	低レベル放射性廃棄物搬出検査設備のラベル貼付装置用DVDビデオ記録装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	